

# 廃棄物処理法改正の概要

今後大量に発生するアスベスト廃棄物について、溶融による無害化処理を促進・誘導するため、国の認定による特例制度を創設する。

## 1. 背景

建築物の解体等に伴って、アスベスト廃棄物（スレート等アスベスト含有建材、吹付けアスベスト）が、今後大量に発生\*。

\* スtock量約 4000 万トン、年間排出量 100 万トン以上。

住民不安を背景とした処分場での受入忌避に加え、今後予定している処理基準の強化\*等により、大量のアスベスト廃棄物が滞留し、不法投棄等につながるおそれ。

\* 破碎施設の屋内設置、高度な集じん装置の設置の義務付け等。

これを安全かつ円滑に処理するために、従来の埋立処分に加え、高温の溶融等による「高度技術による無害化処理」という新たなルート\*の確保が必要。

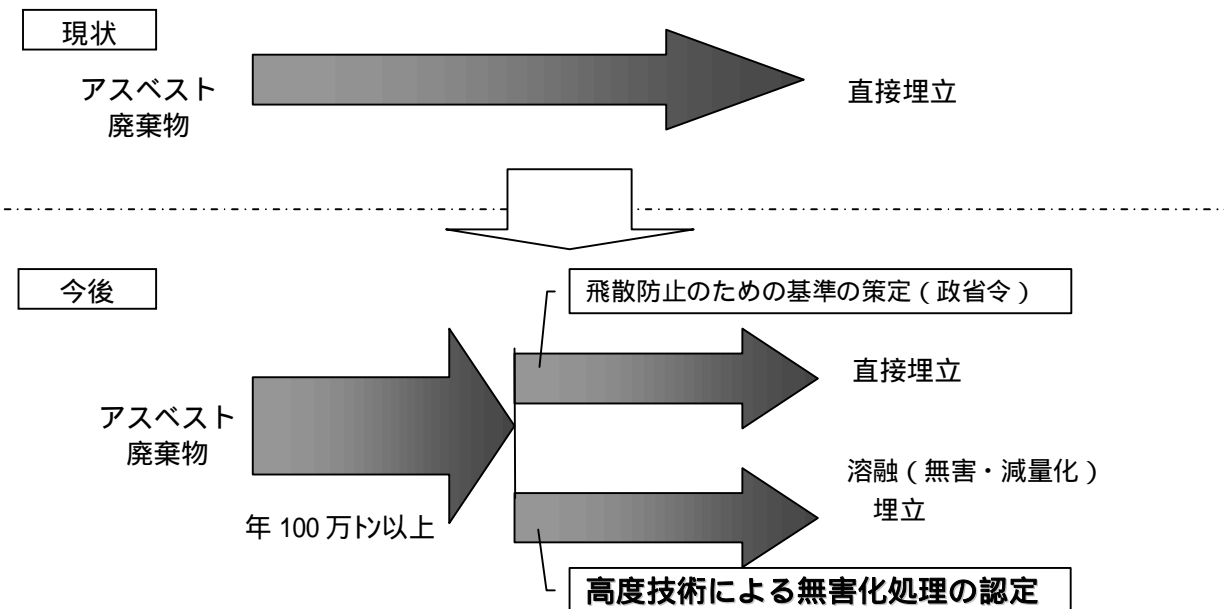
\* 既存の溶融炉等の民間施設を活用すれば、滞留するアスベスト廃棄物を処理可能。

## 2. 概要

アスベスト廃棄物を溶融・無害化する「高度技術による無害化処理」について、国が、個々の施設の安全性を確認して認定\*することにより、促進・誘導。

\* 個々の業及び施設設置の許可なしに、処理の実施を可能とする。

【参考例：スレート等アスベスト含有建材の処理フロー】



公布の日（平成 18 年 2 月 10 日）より半年以内に施行（平成 18 年 8 月 9 日施行）